# 田 Ŋ 5年

令和5年5月23日 399

目 次

**示** (第327号 · 第328号)

○道路の区域の変更 (道路維持課) ………1

○道路の供用の開始 (道路維持課) ………1

○管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) ………1

○管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) ……2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……3

○落札者等の公示 (情報政策課) ……3

○土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ……3

○落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……3 ○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……4

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ……4

(都市計画課) ……4

○開発行為に関する工事の完了 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ………5

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

(警察本部交通企画課) ……5

示

# 福岡県告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路4	り 質	路	線	名	変 更 前後別	区間	幅 員	延 長 (メートル)
네. 수 사니	県 i	1 1	玄田	海自	線	前	宗像市上八1912番 1 先から 宗像市田野1177番先まで	10.9 ~ 22.0	520.0
北九州		_   `	田福	島間	形	後	宗像市上八1912番 1 先から 宗像市田野1177番先まで	10.9 ~ 22.0	520.0

### 福岡県告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令 和5年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	玄海田島線福間	宗像市上八1912番 1 先から 宗像市田野1177番先まで

# 公告

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格 認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和5年5月23日

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

運 歩

2

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所 福岡市博多区千代一丁目2番4号(電話:092-632-4501)

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回 10月16日(月)、10月23日(月)、10月30日(月) 令和5年 第2回 | 12月4日(月)、12月11日(月)、12月18日(月) 令和5年 第3回 令和6年 2月19日(月)、2月26日(月)、3月18日(月)

福岡県知事

服部 誠太郎

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生

4時間

理容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

各回10名

7 受講料

20.000円

# 公告

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格 認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎 1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所 福岡市博多区千代一丁目2番4号(電話:092-632-4501)

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

4 時間

第1回	令和5年	10月16日 (月) 、10月23日 (月) 、10月30日 (月)
第2回	令和5年	12月4日 (月) 、12月11日 (月) 、12月18日 (月)
第3回	令和6年	2月19日(月)、2月26日(月)、3月18日(月)

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生

美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

各回100名

7 受講料

20.000円

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

5月23日

么

账

汨

么

糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂54番2、55番1、58番1、58番2の一部、48番4の一部及び58番10の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市中央区長浜二丁目1番5号 トヨタカローラ福岡株式会社 代表取締役 金子 護

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩小富士字宝暦開961番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸島市神在西三丁目9番43号 (102) 株式会社チアップ 代表取締役 阿部 宏樹

#### 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称 情報システムアウトソーシング業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社QTnet
- (2) 住所 福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)169,904,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

# 公告

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日	
大村青畑土地改良区	令和5年5月12日	

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

账

汨

Ŋ

庶務事務システム保守運用業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

富士電機ITソリューション株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

46.902.900円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下 水道課において公衆の縦覧に供する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道(令和5年4月20日粕屋町公営企業告示第5号)

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理 組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

新宮町下府土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和4年11月18日から令和9年7月31日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字下府字原口、字萩原の全部及び字久保田、字尻長、字芝原、字通 り、字土取、字梶取、字上り口、字日ノ下の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字下府1181番地2

5 設立認可の年月日

令和 4 年11月10日

6 変更認可の年月日 令和5年5月12日

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 宮若市本城字椿1339番1から1339番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮若市磯光1827番地220

有限会社みやわかエステート

代表取締役 塩川 拓司

汨

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市板持字蔵ノ元33番1、33番3から33番26まで、41番1から41番39まで、46番3の一部及び1101番の一部、字門田1278番の一部、字八ノ坪1081番の一部並びに字古川1265番の一部並びに板持一丁目40番3から40番7まで、45番2、46番2及び5番37の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区高砂二丁目8番1号

セキスイハイム九州株式会社

代表取締役 杉江 孝夫

# 公安委員会

# 福岡県公安委員会告示第118号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(案)及び道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準(案)について、次のとおり意見を募集する。

令和5年5月23日

福岡県公安委員会

- 1 意見を募集する規則及び基準
  - (1) 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(案)
  - (2) 道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準(案)
- 2 意見募集期間

令和5年5月10日から同年6月8日まで

## 3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(https://www.police.pref.fukuoka.jp/)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。